

「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」（航空運賃還付金）について

【対象となる方】

竹富町在住の小児（11歳以下）・身体障がい者の方

【対象路線】

石垣～那覇・石垣～宮古・石垣～与那国

【対象となる期間とチケットの運賃種別】

平成30年4月1日～平成31年3月31日までの搭乗分

小児の場合：小児普通運賃・離島割引

身体障がい者の場合：身体障がい者割引・離島割引



【申請に必要なもの】

- 還付金請求書
HPよりダウンロードまたは政策推進課窓口にて
押印箇所があるので印鑑が必要
- 搭乗券原本
搭乗券を紛失した場合は航空会社に搭乗証明書の発行を依頼
- 運賃種別（離島割引等）が記載されているもの
e チケットや搭乗券、搭乗証明書に運賃種別の記載があればそれで可
- 還付金を振り込む口座の通帳
口座番号と名義人が確認出来るページのコピー
- 離島住民割引運賃カード
- 障がい者の方の場合は障がい者手帳
- 小児の場合は申請者との関係を示す書類（健康保険証や戸籍など）

} コピー

【還付される金額】

	小児普通運賃		小児離島割引		障がい者割引		障がい者離島割引	
	片道	往復	片道	往復	片道	往復	片道	往復
石垣～那覇	4,700	9,400	2,300	4,600	6,050	12,100	1,400	2,800
石垣～宮古	2,400	4,800	1,200	2,400	3,050	6,100	750	1,500
石垣～与那国	650	1,300	1,600	3,200	3,100	6,200	450	900

ソラシドエアは、小児普通運賃が他社と異なることから還付額が下記になります。

	小児普通運賃	
	片道	往復
石垣～那覇	2,300	4,600

※請求できる期間は、利用した年度の翌年度4月3日までです。ご注意ください。